

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 平成21年10月13日(火) 午前10時00分～10時57分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

1 番 幸前信雄、 6 番 磯貝正隆、 8 番 内藤皓嗣、  
9 番 神谷ルミ、 10 番 寺田正人、 12 番 水野金光、  
14 番 井端清則、 15 番 岡本邦彦、 17 番 小嶋克文  
オブザーバー 副議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

2 番 杉浦辰夫、 3 番 杉浦敏和、 4 番 北川広人、  
7 番 杉浦康之、 13 番 内藤とし子、 16 番 神谷 宏、  
18 番 小野田由紀子

### 4. 説明のため出席した者

市長、杉浦副市長、後藤副市長、市民総合窓口センター長、  
市民窓口GL、市民生活GL、市民生活G主幹、税務GL、収納GL、  
都市政策部長、計画管理GL、都市整備GL、上下水道GL、  
地域産業GL、政策推進GL、  
行政管理部長、人事GL、文書管理GL、契約検査GL、  
会計管理者、監査GL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第56号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) 議案第57号 高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の一部改正について
- (3) 議案第58号 市道路線の認定について
- (4) 議案第61号 平成21年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
- (5) 議案第62号 平成21年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- (6) 議案第63号 平成21年度高浜市老人保健特別会計補正予算（第1回）
- (7) 議案第65号 平成21年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る10月2日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、すでに配布されております議案付託表のとおり、議案7件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。その前に当局のほうから説明を加えることがあれば、願います。

行政管理部長 特にございませぬ。

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、副委員長の幸前信雄委員を指名いたします。

《質疑》

(1) 議案第56号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について

問(1) この国民健康保険の条例の改正の件なんですけども、今回は金額が上がるということなんですけども、こちらの件でこの金額、申請されたら窓口で現金をお渡しするのか、どういう手順でやられるのかのというのを、ちょっと教えていただけますか。

答(市民窓口) 今回の改正に合わせまして、国のほうで制度改正のほうも行われております。その中で、今回直接支払い制度というふうに支払い方法が改められるというふうにされております。これは、出産をされる被保険者の方が、医療機関のほうに被保険者証のほうを提示をしていただきまして、あとその出産される医療機関のほうと、申請、受け取りにかかる代理契約というものを締結していただきまして、医療機関のほうから審査支払い機関、いわゆる国保連合会のほうに請求がいきまして、連合会を通じて、42万円の金額が医療機関のほうに支払われるという流れになります。高浜市の国保といたしましては、連合会のほうからの請求に基づきまして、連合会のほうに支払っていただいた相当額をお支払いするという流れになります。

問(1) 決算の時にもお話がありましたけども、出産育児一時金貸付金制度、ございましたけども、この制度ができると今のお話だと、もうその制度見直し

てもいいと考えるのかどうか、ちょっとその辺教えていただけますか。

答（市民窓口） 出産育児一時金の貸付制度につきましては、出産時に被保険者の方が当然一時的に30何万のお金を御用意をしていただく必要がございましたけども、今回直接払いになるということで、被保険者の方が現金を用意していただかなくても済むということになりますので、貸付制度そのものが必要ないというような流れになろうかと思えます。

問（1） 国保のほうは現実的にそういう制度に変わるんですけども、厚生連ですとかほかの組合の方、健康保険組合の方、こちらも同じような流れに変わるということをつかまえてみえるのかどうか、ちょっと教えていただけますか。

答（市民窓口） 他の医療保険のほうも同様の取り扱いになるということ聞いております。

問（15） ここで現在35万が39万、プラス4万円になりますけども、過去の直近のどのくらい的人数が該当するのか、その辺のところを教えてください。

答（市民窓口） 今年度が上半期で39件の方に交付をいたしております。ちなみに平成20年度が1年間で65件、平成19年度が72件というような状況になっております。

問（14） 2点、お聞きをしておきたいと思いますが、1つは今回のこの制度改正で従来型の支払い方法が直接支払い方法に変わったということですけども、この支払い方法の変更に伴って、医療機関側の対応ができないという、そういう医療機関も全国的にはあるみたいで、それで厚労省のほうは半年間の支払い方法の猶予を設けるという対応をしておるようですけども、この愛知県下、とりわけこの高浜市を中心とした近隣市で医療機関がその直接支払い方法についての対応が、難しいとされる医療機関というのがあるのかどうか、このあた

りをひとつお聞きをしておきたいと思います。

答（市民窓口）　今回、直接払い制度になったということで、当然医療機関のほうは出産から2ヶ月程度後にしかその費用が国保連合会から入ってこないということで、今、御指摘のような半年ぐらいの期間をもって、対応が困難な医療機関については猶予するというお話でございますけども、実際、愛知県内の医療機関でそういった対応が困難であるという医療機関については、まだそこまでの情報は入手いたしておりません。実は本日、連合会においてこの制度に関する事務説明会のほうが開催される予定になっておりますので、そういった中ですね、そういったようなことについても何らかの説明があるというふうに思っております。

問（14）　実態的にはどういうふうになるかっていうのは、今後の把握の仕方であらうかと思っておりますけども、万一、全国的に言われている中でね、先ほど担当から説明がありましたように医療機関側にとってみると2ヶ月間の資金が入ってこないということで、やりくりが大変と、中にはその産科医そのものを閉院するというような事態にも追い込まれるということが言われておりますし、またそれに対応する事務的な煩雑さへの対応もなかなか難しいと、2つの点でこの問題、厚労省も必要な対応をするということになっておるわけですが、ぜひ実態を把握した上で柔軟な対応ができるようにひとつ要望しておきたいというふうに思います。もう1点は、先ほどの問題と絡みますけども、対応が難しいとされる医療機関のことがはっきりしたということと、被保険者の方が、直接払いに大変便宜が図られるということですが、中には従来型の支払い方法でという方も中にはおるかもわからない。そうしますと、先ほど話が出ました、貸付制度そのものの必要性が今後の方向としては、必要性がなくなってくるということはあるんですけども、この半年間ぐらいの猶予の中で、

その選択することも可能だというような厚労省の見解なので、要するに従来型の支払い方法、あるいは直接支払いする方法、どちらを選択しても被保険者はよろしいとなっているので、それを対応する窓口のほうの対応がひとつ問題なってくると思いますけども、それは厚労省の指示の方向に沿って、従来型の方法、あるいは直接支払いの方法、いずれの方法を選択しても窓口としては対応するという体制でいくのかどうか、これについて確認しておきたいと思います。

答（市民窓口） ただいまの御指摘の件につきましては、厚労省のほうからも文書が来ておりまして、これまで行っておりました受け取り代理制度を実施している国保にあっては、引き続き10月以降も同制度による対応ということも視野に入れて、対応していただきたいというような通知もまいっておりますので、もし被保険者の方が直接払いのほうを希望しないということであれば、それは当然、直接被保険者の方にお支払いする方法、あるいは従来を受け取り代理制度によって、保険者から医療機関へ支払う方法、こういったものは選択肢として残していく考えというのは持ち合わせておりますので、よろしく願いいたします。

（2）議案第57号 高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の一部改正について

問（17） 改正後の第2条のところでございますけども、今回占有という言葉が省かれて、改正点ですね、この公共の場所での不法占有している者が承諾していれば落書き等と言えなくなり、こういった条文になっておりますけども、この公共の場所でも不法占有している、具体的にはこれはどういった場合が想定されるか、ちょっと教えていただきたいと思います。

答（市民生活） 御質問の公共の場所の具体的な場所ということでございます。

例えば河川等の敷地ですとか、港湾等、そういったところが想定はされるのかなというところがございますが、高浜市において今どこだというところは、ちょっとつかんではおりません。

問（17） それともう1点、これは検察庁の流れで難しいかもわかりませんが、今回いろんな条文の訂正を行って、地方検察庁が出したわけですね、その後に議決を行ったんですけれども、この2月9日にですね、名古屋地方検察庁から上級庁送付した結果とありますけれども、これは議決を行う前になぜ地方検察庁が上級庁へ送らなかったかという点も教えていただきたい。

答（文書管理） 罰則の定めのある条例に関しましては、名古屋地方検察庁から通知をいただいております。事前の協議につきましては、あくまでも任意の協議ということでございまして、もし地方自治体から事前の協議の申し出があれば、それは協力をいたしますという内容になっております。ただし、実際に罰則のある条例を制定または改廃した場合は、その写しを添えて、御通知を差し上げるということになっておりますので、今申し上げたようなことから、議決前に協議をしたというような経緯でございます。

問（15） このみんなできれいにしよう条例で、具体的に一つお聞きします。土木のほうの関係になりますが、吉浜のほうの江川のところで、敷地内というのかフェンスの中も盆栽やなんかが、趣味でしょうか、古い物が置いてあるんですが、土木のほうは片付けることで持ち主に申し込みはしているんですが、まだ現在片付いていないという状況がありますんで、その辺の状況はどういうふうな話し合いになってるか、ちょっとお尋ねしたいです。

答（計画管理） 今、委員のおっしゃいました江川の、いわゆる河川区域内になります、いわゆる準用河川のフェンスの中ですけれども、御指摘のとおり、今盆栽の鉢と思われる植物の鉢がずっと並べてありまして、従来までその管理

の道路側にも置いてあったんですけども、説得をして、それは一部撤去していただいたと。今、河川区域内の部分につきましても、持ち主の方と調整をしておりますして、適宜片付けていただくようお願いをしておる状況でございます。

問（15） そういう話をしていただいても、大分時間がかかってはおります。それから一部片付けていただいております。一生懸命努力しておっていただいておりますのは分かるんですが、この辺の期限を決めて、あと半年なら半年とかいうところで、その辺のところ区切りをつけていただかないと、せっかくこの条例ができてこの条例が部分的にそうやってなし崩しのままでいっておりますと、この条例が生きてきませんので、その辺のところ期限を決めてやっていただきたいなと私は思っておりますが、どうでしょうか。

答（計画管理） 今回の期限という問題でございますけども、確かに相手のほうにはお話をしておるんですけど、なかなか持ち主の方はお父さんとちょっと障害を持たれた息子さんの方でございますして、何度も息子さんのほうも御迷惑をかけるとということで、役所のほうにも足を運んでいただいた件もありまして、今、委員御指摘のように一度、先方の用件もきちんと調整をしまして、期限を切って何とかきちんと片付けていただくようお願いをしていきたいと思っております。

問（15） その辺はよろしくお願いいたします。ことごとく、まだほかに事例があるかもしれませんけれども、せっかくきれいにしよう条例をつくったものですから、できるならばこの法の精神に基づいて、やはり対応する方法もきちんと対応していただきたいというふうにお願ひしておきます。

### （3）議案第58号 市道路線の認定について

問（14） 今回、開発行為に伴って、道路用地を寄付されると、よって市の

帰属に関係した条例ということで、理解しておりますけども、この帰属をされる時の要件というのは、どういうふうな現況なってるんでしょうか。まずその点をお聞きをしておきたいと思います。

答（計画管理） 道路に関しましては、当然愛知県のほうの開発に伴います技術基準というのがございまして、その当然技術基準にきちんと合ってる内容で整備をされているということ、県のほうが当然開発行為は確認検査をしますので、それが済んだものでないと帰属を受けておりません。

問（14） その基準というのは中身は概要で結構ですけど、どういうふうですか。

答（計画管理） 中身と言いますと、例えば道路の舗装の構成ですね、厚みだとかそれから排水設備の規模、道路に合った排水設備になってるか、それから道路で申しますと、勾配とあって、道路の縦断勾配だとか横断勾配ですね、そういったものがきちんとなってるかということです。それと、プラス安全設備等、その辺の部分でございまして。

問（14） 参考資料の中に地図も添付されておるんで、それを見ながら場所的にも理解はしておりますけども、この区域というのは公共下水道の整備区域に関しては、区域からはずれているわけですね。北のほうに向かって、東西に伸びておるような道路を境にして、区域外というふうな理解しておりますけども、こういった問題との絡みね、要は大雨が降った時に、この向山の中学橋から北のほうにずっと下っていくと、すり鉢の底みたいなところになるわけですね、最初の交差点あたりが。いつもこのあたりが、道路冠水するというようなことで指摘をされておった部分で、最近ちょっと改良されておりますけども、いずれにしても付近の住民の方にとってみると、不安のネタなんですね。この大雨に対する。いうことを考えますと、今回この開発行為そのものは否定しま

せんけども、十分排水対策については、神経を使った対応というのが求められる区域だなというふうに、私思うんですね。先ほど基準の中で、舗装の厚さだとかあるいは排水という基準があるということ、そのとおりだというふうに思いますけども、ことさらこの区域にあっては、そういう基準とは別に、独自の基準というのを、設ける必要があるんじゃないのかなと。例えば、普通の道路の天板じゃなくて、浸透性のあるような道路形態にするだとか、あるいは特別の遊水池をつくるというふうな地下の貯留槽でも結構ですけども、いきなり降った雨が側溝をとって河川に流れるというのを、この区域に限ってはこういった配慮というのは、あってしかるべきだというふうに私、思うんですけども、そういう配慮が、基準どおりにいくとないわけですよ。だから、特別の事情がある時には、独自の帰属要件に関して、プラスそういった要件を加味するような中身のものを私はつくる必要があるなというふうに思うんですけども、これはだけど、全部の開発行為に当てはまるというふうじゃなくて、一定規模、例えば500㎡くらい以上の開発行為に及ぶ時には高浜市独自の帰属要件、県の基準プラス独自の要件を加味したような要綱、取り扱いをつくるべきだというふうに思います。その考えはいかがですかね。

答（計画管理） 今のいわゆる雨水の排水に対してのプラスアルファのその要件をというお話なんですけど、実は今、ここの件に限ってはというお話が出ましたが、ここの向山町につきましては、この図面を見ていただいて、ちょうど向山町一丁目と書いてあります、丁と一の間には2本のラインがあります。実はこの開発区域の排水をそこの川側への導入用の水路がありますので、そちらへ流すラインがたまたま道路のところに載っておるということなんですけど、確かに委員、おっしゃいましたように、高浜市の雨水排水計画は公共下水にのって、設備、整備等をしておるわけですが、開発の要件の中でプラスアルファ

という部分につきましては、私のほうは県の開発指導要綱、それを基準にしてお願いをする、設備の基準をクリアしていただくという形にしておりますので、その状況に応じて、どこの部分をこういった形でというのを今持ち合わせておりませんが、その部分についてはきちんと排水対策というのはそこそこで検証していっておるということでございます。

答（都市政策部）　ちょっと補足のほうさせていただきますと、ここの開発につきましては、公共下水のほう接続しておりますというのがまず1点と、全ての開発につきましては、宅地開発協議会担当者会という会を持っております。それと面積が3,000㎡以上については、協議会ということで担当者会より1つ上のところで協議する、その中で全ての開発につきましては、今おっしゃるような雨水の関係は、雨水貯留の施設を設けてくださいとかそういったことは、全ての開発について、条件的に入れております。ただこれは、開発の事業者のほうで、こちらからはお願いをしておるんですが、どうしてもという場合は、なかなかやってくれない場合もあるんですが、市のほうの対応としては、全ての開発行為について、お願いをしておる状況でございます。

問（14）　公共下水道に接続しているという部分だけでも、これは本管の接続する部分というのはどのあたりを言ってるんですか。

答（都市政策部）　どこで接続しておるかということは、ちょっと今ここでは資料ありませんが、ちょうど接続のところがはずれておったんですが、ここの開発については、事業者のほうで公共下水に接続したいということで、これは事業者のほうから、近くまで来ておりましたので接続して、今回ここに開発で宅地分譲するところにつきましては、全て公共下水へ接続ということで、開発のほうは出ております。

問（14）　要するに東西に、向山一丁目という地図に記載されておるところ

から、若干北のほうに上がったところに、東西の道路がありますよね。その部分に管が入ってるよという理解でよろしいんですか。その管にこの開発した一帯のそれぞれの分譲したものがまとまって、そこに接続されておるという理解でよろしいんですか。

答（計画管理） お見込みのとおりでございます、向山町一丁目と書いてあります、すぐ上の細い東西にあります、道路形式になっておりますが、ここに排水管が入っております。

問（14） そうしますとこの区域については、現場を見ると造作をしてね、基礎も出来上がってと、いよいよ本工事というところもあるようですが、それは入居が可能になると、公共下水道を接続して、利用できるという対応はされているという理解でよろしいですか。

答（上下水道） この地域は、すでに受益者負担金のほう、いただいております、すぐに汚水に関しまして接続可能な環境になっております。

問（14） 先ほど、3,000㎡以上の開発行為については、一定の協議会を持って、行政側からも必要な要請をされるというのは、当然のことですね、そういう対応は今後もやっていただきたいと思っておりますけども、しかしながら限界があるわけですね。相手側が行政指導を無視しようとするれば、建築基準法以外の方策にとって、それが適用されてるかいなかで業者のほう判断されて、一方的な工事というのは進めがちなんですよね。だから、そのあたりがね、開発行為によって、行政側としてのジレンマの部分だと思っておりますけども、より強力な開発行為に規制がかかるような、そういう取り組みをぜひ研究していただいて、当市の中でもそれが実施方に及ぶようお願いをしておきたいというふうに思うんです。これは全国的に見ると、私ども以前、関東のあるところにね、狛江市を初め、いろんなところに開発行為に伴った視察を行う中で、行政側の

姿勢としてね、業者側に一定の理解を深めるという要請のもとで、高さ基準が建築基準法を満たしておってもね、周りの景観とのバランスの中でその高さ規制を強めて、その業者との合意に至ったというような事例なんかもありますので、そういったことを参考しながら、より強力な行政指導に及ぶように研究していただきと要請をしておきたいというふうに思います。合わせて道路についての、帰属の関係では一定の理解をしますけども、これに付随して例えば交通安全上の対策、カーブミラーだとかあるいはガードレールだとかというような問題に関する事、あるいは防災、防犯の関係で街路灯を設置するような問題、これは別な扱いとして考えているのか、帰属にあたってそのあたりも条件の一環としてですね、一体のものとして取り扱って帰属というふうに考えているのか、そのあたりいかがですか。

答（計画管理） 今、防犯灯だとかそういった交通安全施設というお話ですが、実は先ほど、私どもの部長、申し上げましたように宅地開発協議会、いわゆる担当者会と協議会がございますが、その中で当然こういった交通安全施設関係、防災、防犯等のグループも所属しております、その中できちんと御意見を言っていただくという形で、ちなみにこの今回、783号の道路にもカーブミラー1基と防犯灯2基を帰属いただいております。これは道路と一緒に帰属をいただいておりますし、それから784号、この道路につきましても、必要な箇所に防犯灯4つをいただいておりますということでございます。

問（14） 公道にかかっておる部分について、その中電柱にバンドを巻いてですね、街路灯をつけるということについては、道路と一体のものとしてね、帰属の対象というふうに私は理解できるけども、しかしながら現況を見ると公道部分じゃなくて、民地に入った部分に中電柱が立って、そこに街路灯がついてるわけなんですね。それをも含めて帰属の対象というふうになると、これは

街路灯が切れた時の保守点検はどうなっていくんだと、誰が持つんだと、民地の部分にかかる部分について、その行為の支出が、私はちょっと矛盾を感じるんですね。あるいは毎日のように使われる電気についての電気料の負担はどうなっていくんだということになっていくんで、このあたりは一定の線引きはきちんとしていただいて、道路に関する部分についてであれば、いろいろ交通安全上の施設等の帰属は含めて、理由としますけども、民地に入ってくる部分についての中身についても、帰属の対象にするというのは私はちょっとどうなのかなと疑問を感じるわけですね。この点は明確な線引きはされておるんですか。

答（計画管理） 今のお話はいわゆる開発の中の道路の中に、直接道路に立っているんじゃないくて、例えばコーナー等に電柱が立っておって、そこに照明灯が添加されておるということですが、基本的に道路の部分から申しますと、道路というのはできる限り、そういった付帯的なものをつくらないほうがいいというのは、御理解いただけるとは思います。開発できた中で、電柱を少しでもということでも民地のほうに御協力をお願いをして、そこに防犯灯、道路照明等をつける場合、この物についてはきちんと市のほうで維持管理をしていくという形で帰属を受けておりますので、よろしく願いいたします。

問（14） 私はそのあたり、きちんと線引きすべきだと思うんですね。これは拡大解釈されていきますので、それじゃ私の敷地の中に不特定多数の人に寄与するという名目で固定物を設置した場合、それをもう公費の対象として、税的な問題で減免するだとか、あるいは私的なもので補助金を出すだとかいう内容にも発展していくわけだから、私は一定の線引きが必要だというふうに思うんですね。それともう1つは、開発業者側がこの開発行為に伴って何か条件みたいなのをつけているのかどうか、その点を確認をしておきたいと思います。

答（杉浦副市長） 照明灯につきまして、2通りあると思います。1つは道路

に対する照明灯と防犯灯とは全然違うわけです。道路はやはり道路管理者が交通安全等で設置する照明です。防犯灯はあくまで防犯で、道路管理者がその防犯灯を受けることはありません。それは防犯を担当するところが、帰属を受けるわけです。それから電柱の件ですが、やはり道路を少しでも広く使おうとするならば、私ども道路管理者は中部電力やN T Tに民地にできるだけ入れてください、入れることができない場合は、側溝を曲げて入れるなり、要するに道路幅員を少しでも確保したい、それは行政的にも占有者である、中部電力等に強く申し入れておるといことでございますので、今回の開発でついでる物は防犯灯という解釈でございまして、例えばこれが交差点で交通安全上必要ということになれば、これは道路管理者が設置する街路灯ということになる場合は、ちょっと意味合いが違うということで、それを御理解いただきたいと思います。

答（計画管理） 開発事業者から特に条件はということですが、特別今思い当たるようなそういった今までのケースというのはないもんですから、特別なということでは。

問（14） 防犯灯にしても街路灯にしてもね、それはつまるところ、行政側がその設置に伴って、付随して発生するものについて、行政側がどこの部署かは問わずして、全体として行政側が関わっていくということにもなっていくんで、これは公道部分と民地の部分というのは明確に線引きをすべきだと、これはひとつ原則ですね。それともうひとつは、道路形態を少しでも広く使いたいと、それは交通安全上も必要なことはそれは十分理解できるわけですね。ところがやり方によっては、先ほど副市長が言ったように、公道の部分で側溝を入れる場合に、時々町の中で見かけますけども、ストレートじゃなくて電柱部分だけ迂回をして、側溝を入れてるという部分がありますけども、そういう場面というのはこの開発行為の中でもやろうと思えばできるわけなんですね。それ

ができてないわけなんです。そこのところに先ほど言った、行政指導の歯がゆい部分というのがあるなということをおもっているんですけど、これは協議をする段階でね、申請が上がってくると、協議は当然のことです。だから、担当者は開発業者の皆さんとね、その時に図面を見ての協議ですから、この部分がまずければきちんと指摘をして、こういうふうにしていただきたいというようなことは行政指導の一環としてやれることなんですけども、それが結果として、現場を見るとそうになっていない、電柱の設置の仕方ひとつをとってみても、ぜひそれは今後の開発行為の中では、今指摘をしたような部分が今後生かされるように、研究もし、そして改善もし、対応していただきようお願いしておきたいと思っております。

(4) 議案第61号 平成21年度高浜市一般会計補正予算(第5回)

問(8) ページ54、55のところの、4款衛生費のごみ減量リサイクル推進事業のこの臨時職員賃金とその下の8款土木費のこれも臨時職員賃金とありますけども、これは改めて何か臨時職員を必要とするような業務が発生してこのように出されたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

答(市民生活) まず、ごみ減量リサイクル推進事業の臨時職員でございますが、これは職員退職に伴いまして、すでに5月から来ていただいておりますので、10月末までは人事グループのほうの費用で見ていただいておりますので、今回補正に上げさせていただいておりますのは、11月1日から翌3月31日の5ヶ月分、こちらのほうをこの9月補正でお願いをさせていただいておりますので、特に新たな事業に伴ってというわけではございません。

答(計画管理) 建築総務事業の中で臨時職員の賃金を計上させていただいておりますが、4月から実は職員採用ということで、その辺のとこ

ろちょっと採用ができなかったということで、実は今、市民生活グループリーダーがお答えをしておるように、うちのほうもこの4月から10月までは人事の予算ということで、私どもが11月から年度末までの分を上げていただいておりますので、特に急な採用とか新しい事業が出たとそういうものではございません。

問（8）　　ということは本当は正規職員が必要だけでも、とりあえずそういうことで対応しておるといことで理解してよろしいですか。

答（計画管理）　　今おっしゃったとおりでございます。

問（10）　　53ページ、がんばる商店街の件でございますけど、補助対象ですけど、また対象外となるものはなんだったか、ちょっと教えていただきたい。

委員長　　これはね、所管が福祉文教委員会。よろしいですか。

（5）議案第62号　平成21年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1回）

問（14）　　1点、考え方を聞いておきたいと思っておりますけども、76ページの12款予備費のことですけど、今回、例年にない予備費を計上しておる背景というか考え方、このことをお聞きしておきたいと思っております。

答（市民窓口）　　今、全国的に流行いたしております新型インフルエンザ、これが今後ますます流行の時期に入ってくるという中で、医療費の動向というのは非常に不透明な部分がございます。そういったこともあって、療養給付費に不測の事態が発生した時に、予備費のほうから手当をさせていただきたいということもございまして、今回6,500万積み増しをさせていただいたということでございます。

問（14）　　新型インフルエンザの対応ということでは理解しますけども、療

養給付費というのは、それではどれくらいの伸びを見込んでおるのか、その点いかがですか。

答（市民窓口） 8月末現在の数字で申し上げますと、対前年比で申し上げますと、一般、退職合わせました療養給付費、療養費、高額療養費、この3つの区分の全体の伸びで申し上げますと、13.8%対前年比増となっておりますということでございます。

問（14） そうしますと、この対前年比13.8%に医療費が伸びておるから、それに対応するための今回予備費だということでの考え方というふうになるんだけど、この内訳的には例えば国庫負担というのはそれじゃどれくらいの伸びが入ってくるかと、あるいは一部負担金というのはどれくらいの伸びになっているかということではどうなんですか。

答（市民窓口） 国庫等のどういう動向になってくるかというお話でございまして、当然ですね、療養給付費あるいは療養費、こういったものがふえてまいりますれば、国庫負担の割合に応じて、国のほうからもいただけるということでございますので、よろしく願いいたします。

問（14） 当然国庫補助との関係ではね、当然の仕組みの中で療養給付費がふえれば、国庫負担もふえてくるのは当然のことなんだけど、その13.8%の伸びを見込んで、予備費は一体何%見込むんだと、あるいは一部負担金や国庫負担金はどれくらいを見込むんだということをひとつは聞いておきたいんだけど、というのは今回の予備費というのは補正額としては、補正前との関係では37.6%も伸びてるんですよ、今回。予算全体の仕組みの中では、予備費というのは対前年度比でいきますと、3.5%伸びていると。それだけ増額して、今回補正を組んでいるんだけど、その内訳的に13.8%に相当する伸びに対して、どうなのかなと内訳的に、予備費あるいは国庫負担、一部負担金

という内訳的にはどれぐらいの伸びを指してるのかという点はいかがですか。

答（市民窓口） 当然、今回13.8%の伸びということを踏まえまして、2款の一般の療養給付費あるいは退職の療養給付費、こういったものも増額補正をさせていただいております。ですから、年間の増額の見込みの部分については、2款の補正のほうですすでに手当をさせていただいたという中で、今後不測の療養給付費の伸びに対応するために、一般の療養給付費の1ヶ月分の約半分程度、これが7,500万ぐらいでございますので、そういったことを踏まえまして、これだけの予備費を積み増しさせていただいたということでございます。

問（14） 私、この予備費の組み方を見てね、大変懸念しているのは、例年決算を見るとこの予備費というのはほとんど不用になっているんですね。従来の経過からすると。それは今回のように特殊事情、つまり新型インフルエンザの発生というのが従来はなかっただけに、療養給付費の増額が発生しなかったというあらわれで、そういう措置を取ったというのは理解できるんだけども、今回余りにも大幅な37.6%にも及ぶ補正を組んだというのは、これは考え方によっては、この新型インフルエンザに対応するという名目の中でね、十分機能を発揮すればいいんだけども、私はこれだけのお金を組むこと自体がね、どうなのかなということをおもうんですね。だから予備費の考え方がということで、お聞きしたわけなんだけども、つまり心配されるのが年度末にさらなる減額補正をすると、あるいは結果的には不用額として次年度に処置をしていくという内容になりかねないんじゃないのかなと、あるいはそうであるならばもっと国保財政いろいろ問題があるわけだから、一般会計から繰り入れ、あるいは基金の問題、あるいは保険料の問題等々問題がある中での予算措置になってるんで、そのあたりも十分加味してね、この補正の増額というのは、検討してき

たのか、していないとすれば、やはり問題じゃないのかなということだと思うんで、そのあたりを聞きたいと思っておるんですけども、そのあたりは予備費に対するきちんとした考え方があれば、新型インフルエンザというのは理解しますけども、全体の国保会計の予算の仕組みの中で、そのあり方というのはこんだけの補正をしていいのかなという思いがあるんで、そのあたりを聞いておきたいと思います。

答（市民窓口） 予備費のほうに積みせていただいた考え方というのは、やはり医療費というのは本当に水物でございまして、決算の時にも申し上げましたが、平成20年度は対前年度比0.5%のマイナスであったというものが、平成21年度に入りましたら、給付費のほうが急激な増になったということでございまして、非常に不透明であるという中で、新型インフルエンザというお話も今年度出ております。例えば、こういった予備費を持たずにこの難しい中で対応していくということになりますと、例えば基金のほうで対応するというお話になれば、当然これは予算措置が必要になってまいりますので、緊急には対応ができないということもございまして、予備費というのは、もし仮に急施を要するような支出増があった場合に、柔軟に対応できるという部分もございまして、一般の療養給付費の0.5ヶ月分程度、持っておくというそういった必要があるだろうという中で、積み増しをさせていただいたのでございます。

（6）議案第63号 平成21年度高浜市老人保健特別会計補正予算（第1回）

質 疑 な し

(7) 議案第65号 平成21年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1回)

問(17) 116ページお願いします。今回の徴収に関しまして、補正額が特別徴収がかなり減りまして、普通徴収がふえておりますが、この理由についてまずお伺いしたいと思います。

答(市民窓口) 特別徴収と普通徴収の割合が、御案内のとおり、特別徴収の選択制ということが導入をされまして、当初予算の段階では特徴を約6割、普通徴収を約4割という見込みで予算を計上させていただきましたが、本算定を行った結果、この割合がほぼ5対5という割合になったということもございまして、特徴のほうから普通徴収のほうへ移られた方がそれだけふえたということでございますので、特徴が減って、普徴がふえたということでございます。

問(17) 補正を組んだ時点で、特別徴収の方、普通徴収の方の人数が分かりましたら。

答(市民窓口) ちょっと人数までの内訳の資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

問(17) あと1点だけお願いいたします。昨年度、後期高齢者の方が3,615人だと思っておりますけども、今後21年、22年、23年、どのような人数が推移されるか、つかんでおりましたらお願いいたします。

答(市民窓口) まずこの制度がどうなっていくかっていうことが、不透明でございますので、あれなんですけども、被保険者については毎年4%程度ぐらいでふえていくのではないかというふうに考えております。

《採 決》

(1) 議案第56号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について

挙手全員により可決

- (2) 議案第57号 高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の一部改正について

挙手全員により可決

- (3) 議案第58号 市道路線の認定について

挙手全員により可決

- (4) 議案第61号 平成21年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

挙手全員により可決

- (5) 議案第62号 平成21年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により可決

- (6) 議案第63号 平成21年度高浜市老人保健特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により可決

(7) 議案第65号 平成21年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1回)

挙手全員により可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全議案の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前10時57分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長